

法教育

法教育

センターニュース

No. 30

2021年11月12日

第30号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
会長 二川 裕之



「法教育」はやめたら？

会長から「法教育」への挑戦状!?

「法教育」って言葉、どう思われますか？

「法教育って何だと思う？」と、うちの息子達に質問してみました。長男(私立大学経済学部2年生)いわく、「小難しい法律の勉強は興味がない」。次男(県立高校1年生)に至っては、「法律の話なんか聞きたくな〜い」という始末。意識の高い子どもならばもう少しまともな反応が得られるのかもしれませんが(笑)、必ずしもこの2人を笑うことはできないのではないのでしょうか。世間一般も大差ないのではないかという気がします。

法務省のホームページによると、「法教育」とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え

方を身につけるための教育」と定義づけられています。

この定義からも分かるように、あくまで法の「考え方」を知ってもらうことに主眼があります。法とは「ルール」。実態に合わせた「ルール」を作り、想定外の問題が生じたら、「ルール」の趣旨に立ち返って考えて対処し、必要に応じて「ルール」自体も修正して改良していく。そして何よりも、「ルール」は必ず守る。具体的な法律なんて知らなくても、これだけで立派な「法教育」です。このような法的な思考方法は、実生活のあらゆる場面で必ず役に立つものです。

どんなに立派な活動をしていても、広く知られなければ意味がない、と私は常々言っています。誰もがパッと聞いてすぐに理解できることが大切だろうと思います。

そういう意味では、「法教育」という言葉は少し工夫が必要ではないでしょうか。会長なのに、「法教育」というタイトルの「法教育センターニュース」に、完全にケンカを売っているのですが…(笑)。

法の世界の用語は、とかく難しい言葉を好んで使いがちです。でも、それでは専門家ではない一般の方にはうまく伝わりません。難しいばかりでなく、時に誤解を招きかねないような言葉を使ってもいます。「法の支配」などはその典型で、英語では「Rule of law」なのに、「支配」という訳語の語感からは何となく上から目線で違和感があり、かえってマイナスイメージになっているような気がするのには私だけでしょうか。

法教育に近い分野の一例としては、「ワークルール教育」という言葉もありますよね。カタカナ言葉ばかりを推奨するわけではないけれど、聞くだけでイメージしやすい言葉が好ましいと思います。皆様からの良い知恵を個人的に募集しています。

特別活動に法教育のエッセンスを

横浜市立伊勢山小学校の「自らの手で、よりよい社会を創り上げようとする児童の育成」という研究に、法教育の視点から助言するという立場で当会の弁護士が参加しています。2019年から共同研究を始めて今年で3年目です。研究の中心となるのは「特別活動」(特に学級活動)です。

特別活動と法教育? 一見、関係がないように思われるかもしれませんが。

特別活動の目標は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」、「多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要になることを理解し、行動の仕方を身につけ」たり、「集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり意思決定したりすることができるようにする」ことです(学習指導要領「第1目標」より抜粋)。でも、そのためにはどんな知識を身につけ、どんな視点をもって活動を進めていけばよいのでしょうか?

法教育は、法や法制度の基礎にある考え方を身につけることで、社会の課題を発見し、その課題について、個人で、あるいは他者と協働して、公正かつ妥当に解決する方法を習得することを目指しています。

法教育の目標は、特別活動の目標と、とてもよく似ていませんか? 特別活動に、法教育の「幸福」「正義」「公正」などの視点を取り入れることで、学校の先生方が経験則から意識的に、ときには無意識に指導されてきた学級活動について、身につける知識や視点の整理、改善点の発見ができるのではないのでしょうか?

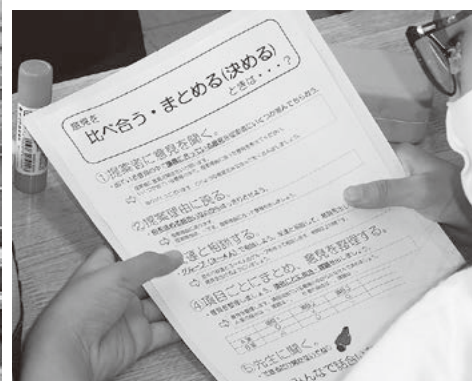
このような目的意識をもって、授業の前後に、学校

の先生方と意見交換会を行っています。授業前の意見交換は、昨年度までは授業の指導案ができてから行っていました。今年度は、授業の1ヶ月以上前に、先生方の頭の中にある授業のイメージをもとに行って、指導案作成のヒントにいただいています。

授業を参観すると、伊勢山小学校の子どもたちは「人の話を聞く」「自分の意見を考える」「自分の意見を言う」という、話し合い活動の基礎は身につけています。「お楽しみ会で仲よく遊べる遊びを決める」「クラスの〇〇のルールを決める」などを議題とする話し合い活動について、「『合意形成』とは具体的に何ができれば良いのか」「議論の必要性や対象を明確にするともっとよいのではないか」「『仲よく』の具体的なイメージが共有できるともっと議論がかみ合うのでは」「そのルールを検討するための前提となる状況(立事実)、必要性(目的)、ルール(手段)、施策(実現施策)の違いを、少なくとも教員は整理できておいた方がよいのでは」「少数意見に配慮できていたか」などの意見を、私たち弁護士は伝えてきました。回を重ねるごとに、「事前準備として何をするか」「建設的な話し合いをするために何が必要か」「合意形成の手順」などを、先生方が意識的に検討し、準備され、子どもたちの議論が空転したり混乱したりする時間がぐんと減り、中身の濃い話し合いが行われています。

先生方からは、弁護士が入ったことで「話し合いの手法や意義が分かった」「この話し合い活動が、将来、社会に出たときにどう繋がっていくのかが分かってよかった」などの意見をいただいています。3年目に入って、お互いの「顔」の見える関係もできてきたと感じており、今年の後半の授業についても、率直な意見交換をして、よりよい授業作りに役立てていただければ幸いです。

(法教育委員会委員 瀬川 智子)



サマースクール2021

1. 初のオンライン開催

令和3年7月28日、神奈川県内在住・在学の中高生向けに、サマースクールが開催されました。サマースクールは、様々な企画を通じて「自分で考える力」を養う契機としてもらうとともに、法律実務家やその仕事を身近に感じてもらうことを目的とするイベントです。

コロナ禍のため昨年は中止せざるをえず、2年ぶりの開催となったうえ、14回目にして初の完全オンライン形式となりましたが、51名の中高生に参加してもらい、例年に劣らぬ盛況を博しました。

2. 企画内容

オンライン形式のため、例年のような「裁判所・検察庁の施設見学」等は実施できず、「模擬裁判」及び「弁護士との座談会」に絞っての開催となりました。

模擬裁判に先立ち、法教育委員会の岩崎健太会員より、刑事手続に関する事前講義が行われました。某国民的小学生探偵に扮した衣装、オープニング曲から始まった講義により、緊張感もほぐれ、生徒だけでなく参加弁護士のハートもがっちり掴まれていました。

「模擬裁判」では、事前に撮影した模擬裁判劇を上映したのち、生徒5～6名と弁護士2名の班に分かれ

て模擬評議を行いました。各班の有罪・無罪の結論を裏で集計し、多かった方の判決を上映すると、逆の結論の班からは残念がる声も聞かれつつ、「一つの物事を多面的に見る経験ができた」「他の人の考え方や発言の姿勢に刺激を受けた」等の感想が出ていました。

続いて行われた「弁護士との座談会」でも、ベテランと若手の弁護士を相手に活発な質疑応答がなされました。弁護士業務の実態や法曹を志した動機等が包み隠さず伝えられる一方で、「被告人の言い分や無罪主張をウソだと思うことはないのか」という鋭い質問も飛んでいました。

3. おわりに

オンライン開催への不安を抱えたまま本番を迎えましたが、大きなトラブルもなく、生徒からも「気軽に参加でき、発言もしやすかった」等の好意的な意見が多く寄せられました。他方で、班によっては弁護士側で相当リードする必要があった等、全体の時間配分や雰囲気作りに改善の余地もあり、修正点も見られたところでした。

今回の反省点を踏まえ、開催形式や企画内容を模索しながら来年以降もサマースクールを継続していきたいと考えていますので、今後とも皆様のご協力をいただけますと幸いです。

(法教育委員会委員 井上 貴博)

高校生のオンライン模擬裁判、テーマは 収賄



令和3年8月7日、日弁連主催の第14回高校生模擬裁判選手権及び神奈川県弁護士会主催の高校生模擬裁判神奈川県交流戦が行われました。

本年は昨年来のコロナ禍の中、日弁連の模擬裁判選手権、神奈川県交流戦のいずれもオンラインで行われました。日弁連ではオンラインという特性を活かし、初の全国大会が実施されました。

模擬裁判選手権とは、1つの事例を素材に、法律実務家の支援を受けながら、参加各校が検察チーム・弁護チームを組織し、生徒自身の発想で争点を見つけ出し、整理し、証人尋問・被告人質問・論告弁論を行うものです。

神奈川県では、予選に代わり出場校を抽選で決定しました。その結果、神奈川県下からエントリーした8校のうち、清泉女学院高等学校と公文国際学園高等部の2校が日弁連の本選に出場しました。神奈川県弁護士会では、残る6校についても模擬裁判を通じて充実した体験をしてほしいという思いから、日弁連本戦と

同日に神奈川県交流戦を開催しました。「交流戦」といっても、日弁連本戦と同じ教材を用い、ほぼ同内容の法廷活動を行ったうえで、優勝校と準優勝校を決定するという、極めて本格的な試合です。

今年の模擬裁判のテーマは、「収賄の故意」という高度な内容で、しかも男女の恋愛感情の機微が判断に大きく関わる等、生徒のみならず、支援を行う弁護士にとっても一筋縄ではいかないテーマでした。しかし、各校とも難しいテーマに果敢に食らいつき、高校生ならではの創意工夫をしながら、弁護士顔負けの法廷活動を行っていました。そして、Zoomをうまく扱い、パワーポイント等を効果的に利用しながら論告・弁論を組み立てていく学校があったほか、作問を担当した弁護士も想定していなかった発想で主張をしていた学校もあったことが非常に印象的でした。

模擬裁判選手権では、清泉女学院高等学校と公文国際学園高等部は銅賞という結果でした。また、神奈川県交流戦では、湘南白百合学園高等学校が優勝、中央大学附属横浜高等学校が準優勝となりました。

参加された生徒の皆さんにとって、コロナ禍で外出もままならない中での青春の1ページになればと願うばかりです。また、お忙しい中ご参加いただいた審査員の方々、各校の支援をしていただいた先生方、本番で各役割をご担当いただいた先生方にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

(法教育委員会委員 市川 知明・須藤 公太)

教員免許状更新講習

令和3年8月17日から19日までの3日間、神奈川大学にて教員免許状更新講習「弁護士と学ぶ法教育～アクティビティの体験を通して～」が行われました。昨年はコロナ禍のため中止となりましたが、今年は感染対策を万全にしたうえで開催されました。

本講習の特徴は、「法とは何か」やジェンダーをテーマとした講義の他、ルール作り・立憲主義・手続的正義・匡正的正義・配分的正義の各テーマについて、身近な例を題材にしたアクティビティ（参加型学習）を通して体感してもらうことにあります。しかも、アクティビティは参加者として体験するだけでなく、ファシリテーター（進行役）まで教員の皆さんに担当していただきます。座学を受けるだけ…と思っていた方はびっくりされていましたが、皆さん熱心にアクティビティに取り組み、各テーマについての議論を深めていらっしゃいました。アクティビティに自分流のアレンジを加えて進めるファシリテーターの方がいらっ

しゃったり、アクティビティに関する意見も沢山出るなど、運営側も非常に参考になりました。

講習後には「アクティビティを通じて、いろんな校種の先生の意見が聞けて参考になりました。」「学校現場でもアクティビティを取り入れてみたいです。」「免許更新ということを忘れ、夢中で取り組んでいました。」などの嬉しい感想をいただきました。

教員免許状更新制度が廃止になるとの報道もありますが、制度が続く限り、来年以降も実施をしていきたいと思います。更新年度にあたる教員の方は、是非、受講をご検討ください。

（法教育委員会委員 岩崎 健太）



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

編集後記

長引くコロナ禍で、法教育センターで行う行事も、これまでとは違う形態で行うことも多くなりましたが、今できることに精一杯取り組みながら、今後もセンターニュースをお届けしていきたいと思っています。忘年会でワイワイ集まるのが一番の楽しみになっている編集委員のメンバーとしても、一日も早い収束を願うばかりです。

（松浦ひとみ）



法教育

編集委員

Law-Related Education

細貝 嘉満（デスク）	青木 康郎
田丸 明子	河野 隆行
村上 貴久	押田 美緒
松浦ひとみ	伊藤 真哉
	大木秀一郎
	岩崎 健太

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ

(<https://www.kanaben.or.jp>)にアクセス!